

令和 2 年第 1 回市議会（定例会）
付 議 案 件 緜

（その 9）

堺 市 議 会

目 次

		頁
議員提出議案第 1 号	堺市議会委員会条例の一部を改正する条例	3
議員提出議案第 2 号	堺市議会委員会条例の一部を改正する条例	7
議員提出議案第 3 号	令和 2 年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等 調査特別委員会の調査経費についての決議	11
議員提出議案第 4 号	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と 対策を求める意見書	15
議員提出議案第 5 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	16
議員提出議案第 6 号	大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な 施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の 期間延長を求める意見書	17
議員提出議案第 7 号	天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で 開催されている「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催を 求める意見書	21
議員提出議案第 8 号	大規模自然災害に備えた早急な治水対策を求める意見書	25
議員提出議案第 9 号	災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する 自衛隊の人員確保のためのさらなる待遇改善を求める 意見書	29
議員提出議案第 10 号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書	33
議員提出議案第 11 号	新型コロナウイルス（C O V I D – 1 9）感染症対策の 強化を求める意見書	34
議員提出議案第 12 号	大阪府重度障がい者医療費助成制度と乳幼児医療費 助成制度の拡充を求める意見書	37
議員提出議案第 13 号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書	38
議員提出議案第 14 号	インボイス制度の廃止を求める意見書	39
議員提出議案第 15 号	消費税率 5 %への引き下げを求める意見書	40
参考資料		
条例等関係新旧対照表		41

令和2年3月25日

堺市議会議長 三宅達也様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第1号　　堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

理由

議会運営委員会の委員の定数を規定するために本議案を提出するものである。

堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項を次のように改める。

2 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。

第4条の2第5項中「第2項第1号から第4号までの規定により選任された」を削り、同項後段を削る。

附則第6項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において議会規則で定める日から施行する。

令和2年3月25日

堺市議会議長

三宅達也様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

平文子也人一己司一太男子国子延一史文盛三一利文子
慎貴載伸勝晃知泰慎良昌優京浩太克敏文昭正敏惠
美子
藤野井野田田川場場貴側代畠本田村田里村田山川
加中藤小上森西札的信池田木石西上池米野西芝裏吉乾

堺市議會議員 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

榮司一、志子二、浩樹平治史次子、史也彰樹子二夫子守英
美充米新猛幸精幸征良耕哲清泰貴達成秀典健和惠俊
田野江田上本丸谷田川西堀谷関宅上尻口林渕本川川
豆ノ龍上白広渕藤伊青黒西大西小石井三水池山大田宮吉長

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第2号　堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

理由

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部改正に伴う常任委員会の所管の改正を行うために本条例案を提案するものである。

堺市議会委員会条例の一部を改正する条例

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「市長公室」の次に「、ＩＣＴイノベーション推進室」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の堺市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の堺市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による当該委員会における委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例に基づく総務財政委員会に付議されている事件は、新条例に基づく総務財政委員会に付議されたものとみなす。

令和2年3月25日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議会議員	森 田 晃 一	堺市議会議員	伊豆丸 精 二
同	黒 田 征 樹	同	信 貴 良 太
同	西 川 良 平	同	西 哲 史
同	池 田 克 史	同	水 ノ 上 成 彰
同	裏 山 正 利	同	宮 本 恵 子
同	吉 川 敏 文	同	長 谷 川 俊 英

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第3号 令和2年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の調査経費についての決議

理由

令和元年第4回臨時会において議決した「竹山修身前市長の政治資金問題等の調査に関する決議」第5項の調査経費について、令和2年度の調査経費を提案するものである。

令和2年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等 調査特別委員会の調査経費についての決議

令和2年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の調査に要する経費は、
6,000,000円以内とする。

令和2年3月25日

堺市議会議長

三宅達也様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第4号	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
議員提出議案第5号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
議員提出議案第6号	大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書

理由

関係行政府に提出するために、本意見書案を提案するものである。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
2. 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るために、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保すること。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
3. 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といいやしの場を提供するとともに、森林の維持保全により、地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるものである。

記

1. 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
2. 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。
3. 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。
4. 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

各宛

大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書

地震、津波、台風、豪雨等による自然災害は、近年、大規模化・多様化・複雑化する傾向にあり、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

このような災害リスクから国民の生命と財産を守り、わが国の社会経済活動を将来にわたって維持・発展させるためには、国と地方が一体となり、日本全体で防災・減災の取組みをはじめ、元の生活に早く戻るための早期復旧の取組み（縮災対策）を強化する「国土強靭化」を一層加速させることができない。本市においても、厳しい財政状況の中、優先順位を付け、防災・減災・縮災対策を着実に実施しているところではあるが、必要な財源をいかに確保するかという課題に常に直面している。

「緊急防災・減災事業債」は、①地方債の充当率100%、②交付税措置=元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入など、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっており、大阪府内の各市町村においても指定避難所となる学校体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化、情報伝達のための防災無線屋外拡声子局の増設など、積極的に活用されているところであるが、本制度は、令和2年度をもって終了の予定とのことで、本市が事業計画を策定する上での大きな不安材料となっている。

よって、国においては、地方公共団体が、引き続き、防災・減災・縮災対策にスピード感をもって取り組めるよう、令和2年度までとされている「緊急防災・減災事業債」を令和3年度以降も継続するとともに、本制度の恒久化を含め、対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣 各宛
総務大臣

令和2年3月25日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議会議員	加藤慎平	堺市議会議員	榮司一己
同	中野貴文	同	司一太郎
同	藤井載子	同	充米知泰
同	渕上猛志	同	西川場場
同	伊豆丸精二	同	札的信
同	青谷浩樹	同	黒側池木
同	黒田征樹	同	西平田村
同	西川良浩	同	西次西上水
同	西哲平	同	小堀上水ノ
同	小堀清史	同	井関田上水
同	池克史	同	池田尻山
同	米田敏文	同	野里吉口川
同	野村文昭	同	西文盛三

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第7号 天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するため、本意見書案を提案するものである。

天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催を求める意見書

「全国豊かな海づくり大会」は、水産資源の保護管理と海や湖沼河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じ、明日の日本の漁業の振興と発展を図ることを目的に、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、昭和56年に第1回大会が大分県で開催されて以来、都道府県ごとに毎年各地で開催されている大会であり、2020年は宮城県、2021年は兵庫県での開催がすでに決まっている。

産業の発展により、近年、国民の生活水準は向上したが、これに伴い沿岸域の環境は悪化、水産資源は減少傾向にあり、これら水産資源の回復という国民的課題への対策として、幼稚魚放流を中心とする栽培漁業の推進や沿岸域の清掃、植樹運動など、水産資源の涵養のための様々な取組みが全国で展開されている。

万葉集に「妹（いも）がため貝を拾（ひり）ふと茅渟の海（ちぬのうみ）に濡れにし袖は干せど乾かず」と歌われ、古来、茅渟の海と称され、永く歌い継がれている大阪湾では、府民の皆様に大阪湾の環境及び漁業への理解を深めていただくため、「美しく豊かな大阪湾をみんなの手で取り戻そう」を合言葉に、「魚庭（なにわ）の海づくり大会」が、関係機関との連携のもと毎年開催されているなど、漁を営む漁業関係者をはじめ市民参画の取組みによって、海を守ろうという活動が積極的に行われており、ここ大阪で、「全国豊かな海づくり大会」が天皇皇后両陛下ご臨席のもと開催されれば、大阪湾の再生など豊かな海づくりの機運が更に高まり、わが国の海の恵みと美しさを人々が長く享受できることにつながると期待される。

よって、本市議会は、大阪府に対し、「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催に向け、全力で取り組まれるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

大 阪 府 知 事 宛

令和2年3月25日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議会議員	白 江 米 一	堺市議会議員	小 野 伸 也
同	広 田 新 一	同	人 太 伸 勝
同	渕 上 猛 志	同	上 信 良 也
同	西 川 良 平	同	池 側 伸 勝
同	大 西 耕 治	同	田 代 良 昌
同	西 菲 哲 史	同	木 煙 伸 優
同	小 堀 清 次	同	池 屍 伸 優
同	野 里 文 盛	同	山 口 秀 典
同	西 村 昭 三	同	芝 田 一 典
同	田 渕 和 夫	同	裏 山 正 利
同	宮 本 恵 子	同	吉 川 敏 文
同	吉 川 守		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第8号 大規模自然災害に備えた早急な治水対策を求める意見書

理由

関係行政府に提出するために、本意見書案を提案するものである。

大規模自然災害に備えた早急な治水対策を求める意見書

昨今、地球温暖化などの気候変動が一因と言われる大規模自然災害が頻繁に発生し、我が国においても毎年、全国各地で甚大な被害を及ぼしている。平成26年8月豪雨の広島市土砂災害をはじめ、平成30年7月豪雨では西日本を中心に、令和元年10月の台風19号による豪雨では東日本を中心に観測史上最大の豪雨により、多数の河川氾濫等が発生した。

これらの状況より、頻発化する大規模自然災害に対する現状の治水対策では十分ではなく、とりわけ河川氾濫による社会基盤への被害を低減させるための河道堀削を含む河道拡幅、護岸の嵩上げ等の堤防強化等、早急な治水対策が必要であることが明白となった。

本市内を流れる一級河川においても、過去に護岸損傷や護岸崩壊等の豪雨による被害が発生しており、事前の治水対策は喫緊の課題となっている。

一方、国においては、これら大規模自然災害に起因する各地で相次ぐ河川氾濫の発生を受け、全国の自治体の治水対策を強化することを目的として、河川の川底を堀り、土砂やごみを取り除くことで河川の水位を低下させる浚渫（しゅんせつ）工事や堤防強化等に係る財政支援等の緊急対応を行うこととしている。

よって、当該河川管理事業を所管する大阪府においては、国及び本市当局と一層協力され、一級河川西除川、同東除川及び同平尾小川をはじめとする、本市区域内河川の河道拡幅や護岸の嵩上げ等の治水対策に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

大 阪 府 知 事 宛

令和2年3月25日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議会議員

同 加藤慎平
同 中野貴文
同 藤井載子
同 渕上猛志
同 伊豆丸精二
同 青谷幸浩
同 黒田征樹
同 西川良平
同 西哲史
同 小堀清次
同 井関貴史
同 池田克史
同 米田敏文
同 野里文盛
同 西村昭三

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

堺市議会議員
龍上白西札的信池
田野江川場場貴側木
美充米知泰慎良信
司一己白西的信池
司一太郎西上水ノ上
匡延一煙田村尻口
守

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第9号 災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の人員確保
のためのさらなる待遇改善を求める意見書

理由

関係行政府に提出するために、本意見書案を提案するものである。

災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の 人員確保のためのさらなる待遇改善を求める意見書

昨年11月、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律が、賛成多数で可決・成立した。

これにより、自衛官候補生の初任給が「8,600円」増の「142,100円」に引き上げられるなど、自衛隊員の待遇改善が一定図られることとなるが、近年の自衛官候補生の採用状況に目を移せば、2013年を最後に、計画を上回る人員を確保できず、防衛省としても、採用上限年齢の引上げや女性隊員の配置制限撤廃など人員確保策を講じてはいるものの、充足率低下に歯止めがかかるない状況が続いている。

このような状況が続けば、大規模災害時における人命救助や支援活動、ひいては将来の日本の安全保障に重大な支障をきたしかねず、もはや自衛隊の人員確保は日本の安全保障上、喫緊の課題である。

よって国におかれては、自衛隊の人員確保のため、今般の法律改正にとどまることなく、さらなる給与引上げや危険手当の拡充など待遇改善策を速やかに講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
防衛大臣

各宛

令和2年3月25日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議会議員

同
同

森田晃一
石本京子
乾恵美子

堺市議会議員

同
同

藤本幸子
石谷泰子
長谷川俊英

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第10号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

議員提出議案第11号 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策の強化を求める意見書

理由

関係行政府に提出するために、本意見書案を提案するものである。

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国約三分の二にあたる122カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、2017年のノーベル平和賞が国際N G O「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」に授与された。2017年9月20日に署名開放された核兵器禁止条約の署名国・批准国は着実に増え、2020年2月6日、新たにベリーズが署名し、署名国は81か国、批准国は35か国となっている。条約発効に必要とされる批准50か国に残り15か国に迫っている。

堺市も加盟する平和首長会議は、2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一步となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決した。

よって本市議会は、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の被爆国である日本が、核保有国と非保有国の対話を進める橋渡し役となり、核保有・非保有国双方の有識者による核軍縮に関する「賢人会議」などを推進すると同時に、早期に核兵器禁止条約に署名、批准することを政府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策の強化を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で発生が報告された新型コロナウイルス（COVID-19）感染症は世界各国に感染が広がり、世界保健機関（WHO）は1月30日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」にあたると宣言した。さらに、3月11日には、「パンデミックといえる」という認識を示した。

国内でも感染者・患者が日々増加し、クラスター感染なども報告されており、感染拡大防止のため、十分な対策をとる必要がある。同時に、国内の医療や検査の体制を緊急に抜本強化する必要がある。対策を進めるに当たっては、正確な情報を国民に周知徹底し、人権への十分な配慮が求められる。

したがって、本市議会は、政府に対し、以下の各点を含む対策強化を求める。

記

1. 国や市町村および医療機関等と連携し、情報の正確な共有をおこない、専門医療機関、保健所の体制強化等検査体制を更につよめ、感染拡大防止に全力を尽くすこと。
2. 国民および事業者への正確かつ迅速な情報提供および、感染防止対策強化のための適切な対応を、関係機関と連携して取り組むこと。
3. 総合的な相談窓口の強化と国民への周知を徹底するとともに、寄せられた相談等に対し、関係機関との情報共有および対応を迅速におこなうこと。
4. 調査・予防的な措置における人権への配慮に留意すること。
5. 観光産業や小売りなどの中小企業をはじめとした、企業等への影響の実態を十分に把握するとともに、必要な対応および支援策のさらなる強化を行うこと。
6. 医療体制確立のための民間医療機関、自治体、大学等への支援強化を行うこと。
7. 感染症に対応できる病床の確保のため、各自治体の求める対策への支援強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

各宛

令和2年3月25日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議会議員	森田晃一	堺市議会議員	藤本幸子
同	石本京子	同	石谷泰子
同	乾恵美子		

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第12号	大阪府重度障がい者医療費助成制度と乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書
議員提出議案第13号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
議員提出議案第14号	インボイス制度の廃止を求める意見書
議員提出議案第15号	消費税率5%への引き下げを求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

大阪府重度障がい者医療費助成制度と乳幼児 医療費助成制度の拡充を求める意見書

2018年4月に福祉医療費助成が改定され、自己負担上限の撤廃や薬局での新たな自己負担導入により、医療費負担増に困窮する方が増えている。また、大阪府重度障がい者医療費助成制度の対象者を「重度」に限定したことで、現在対象になっている方が2020年度までの経過措置が終わると対象から外され、医療費の負担が増大し、生活を圧迫することも懸念されている。

精神病床の入院についても改定により、医療費助成の対象から外されてしまい、医療現場から窮状を訴える意見が上がっている。

よって、本市議会は、全ての障害者や子育て世代が安心して医療を受けられるよう、大阪府に対し、以下のことを要望する。

記

1. 大阪府重度障がい者医療費助成制度の対象から外されている難病患者・中軽度の障害者の負担軽減の検討を求ること。
2. 1医療機関上限3,000円の負担軽減の検討を求ること。
3. 薬局での負担を撤廃もしくは負担軽減の検討を求ること。
4. 精神病床の入院について、助成制度の対象の検討を求ること。
5. 大阪府乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げの検討を求ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年3月27日

堺市議会

大阪府知事宛

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,013円、大阪府では964円、最も低い15県では790円に過ぎない。フルタイムで働くとしても、最高の東京都でも、年収200万円程度かそれに満たない額であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することは困難である。

さらに地域別であるがゆえに、もっとも低い県と東京都では、同じ仕事でも時給で223円もの格差がある。しかも年々格差が拡大している。若い労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足を招いている。地域経済の疲弊につながり、同時に自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出始めている。全国労働組合総連合の行った最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な生計費は全国どこでも月22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。また、そのほとんどの国では、地域別ではなく全国一律制をとっている。OECD加盟国は最低賃金を引き上げ、購買力平価換算で時間額1,200円以上、月額約20万円以上は当然となっている。政府が率先して、必要な中小企業支援策を実施して、公正取引ルールを整備し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的な使いやすい支援策を拡充しながら、最低賃金を大きく引き上げることが求められる。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

よって、本市議会は、政府に対して、下記の項目の早期実現を求める。

記

1. 労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

各宛

インボイス制度の廃止を求める意見書

昨年10月1日に消費税率が10%に引き上げられ、同時に食料品等に対する「軽減税率」が導入された。さらに、2023年10月には適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されている。この制度の下では、課税仕入にかかる消費税額を計算する上で、登録番号等が記載された請求書等（インボイス）を取引先から受け取る必要がある。しかし、税務署から登録番号が交付されるのは消費税課税事業者だけであり、全国に500万とも言われる年間売上1,000万円以下の免税事業者はインボイスを発行できないため、課税事業者から取引を打ち切られるか、取引継続のために課税業者となり消費税を負担するか、廃業するかの選択を迫られることとなる。

やむなく課税業者になれば、財務省の試算では1事業所あたり15万4,000円もの消費税負担を強いられることとなる。

そもそも、免税点制度は、小規模な事業者ほど消費税分を転嫁できない、専任の経理担当者を配置できないために実務負担に耐えられないという実情を踏まえて消費税導入時に創設された。インボイスの導入は、この免税点制度を実質的に廃止するものであり、中小・小規模事業者やフリーランスにとって死活問題である。

こうした問題点について、日本チェーンストア協会は「中小・小規模事業者に過重な負担を強いることになる」と反対しており、日本商工会議所と日本税理士会連合会は「現行の帳簿および請求書等保存方式で対応できる」としてインボイスの必要性を否定するなど、多くの中小企業団体、税理士団体などがインボイス導入に反対する意見を表明している。

中小・小規模事業者は雇用の創出などで地域経済にとって重要な役割を果たしている。

インボイス制度の導入によって、中小・小規模事業者の倒産・廃業が広がれば、地域経済全体にとっても悪影響を及ぼしかねない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

各宛

消費税率5%への引き下げを求める意見書

2019年10月から消費税率が10%に引き上げられた。実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いているなかでの増税である。

10月以降、家計消費は落ち込み、内閣府の景気動向指数も低下、日銀の生活意識に関するアンケート調査では、個人の景況感が2014年12月以来の低さとなっている。2014年の5%から8%への消費税率の引き上げが、暮らしと経済を落ち込ませたが、今回の増税は、それにさらに拍車をかけるものとなっている。

内閣府が2月17日に発表した2019年10～12月期の国内総生産（GDP、季節調整済み）速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.6%減となり、これは年率換算で6.3%減という大幅な落ち込みである。

街では商店の閉店が目立ち、スーパーの倒産も増えている。

さらには新型コロナウイルス感染の拡大による経済への影響も深刻になっている。経済対策の必要性・緊急性が増している。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担の重いのが消費税の特徴である。今必要なことは、消費税率を5%にもどし、暮らしと経済の回復をはかることである。大きな利益を上げている大企業と富裕層に応分の税の負担を求めれば可能である。

よって、政府におかれては、消費税率を5%に引き下げるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

各宛

參考資料

條例等關係新旧对照表

<議員提出議案第1号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例>

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
第1条～第4条 略 (議会運営委員会の設置)	第1条～第4条 略 (議会運営委員会の設置)	第1条～第4条 略 (議会運営委員会の設置)
第4条の2 略 2 議会運営委員は、次に定めるところにより選任する。 (1) 所属議員が15人以上の会派については、4人 (2) 所属議員が10人以上14人以下の会派については、3人 (3) 所属議員が6人以上9人以下の会派については、2人 (4) 所属議員が3人以上5人以下の会派については、1人 (5) 所属議員が2人の会派に属する議員及び会派に属さない議員については、これらの議員の全てを代表して1人	第4条の2 略 2 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。	3～4 略 5 議会運営委員がやむを得ない理由により欠席する場合は、当該委員の所属会派がその所属する議員のうちから指名する議員を委員外議員として出席させることができるものとする。第2項第5号の規定により選任された委員についても同様とする。
第5条～第27条 略 附 則 1～5 略 (議会運営委員の任期の特例)	第5条～第27条 略 附 則 1～5 略 (削除)	6 第4条の2第3項において準用する第3条第1項の規定にかかるわらず、会派の新設又は会派の所属議員の増加により新たに選任される議会運営委員の任期は、当該選任の際、現に議会運営委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において議会規則で定める日から施行する。

<議員提出議案第2号 堺市議会委員会条例の一部を改正する条例>

堺市議会委員会条例（昭和35年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会 8人 　ア 市長公室、総務局及び財政局の所管に属する事項 　イ～エ 略 (2)～(6) 略</p> <p>第3条～第27条 略</p>	<p>第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会 8人 　ア 市長公室、ICTイノベーション推進室、総務局及び財政局の所管に属する事項 　イ～エ 略 (2)～(6) 略</p> <p>第3条～第27条 略</p>
	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の堺市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の堺市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により総務財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による当該委員会における委員の残任期間とする。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に旧条例に基づく総務財政委員会に付議されたもののみなす。</p>

令和2年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その9)

令和2年3月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-19-0057

